

都市建設常任委員会会議記録

日 時 平成31年2月21日(木曜日)

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前10時39分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第1回定例会提出予定案件)

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ① 水戸市都市下水路等管理に関することについて | (河川都市排水課) |
| ② 水戸市建築基準に関することについて | (建築指導課) |
| ③ 水戸市土地区画整理事業に関することについて | (市街地整備課) |
| ④ 水戸市下水道に関することについて | (下水道管理課) |

(2) その他

2 出席委員(6名)

委員長	黒木 勇 君	副委員長	大津 亮一 君
委員	中庭 次男 君	委員	飯田 正美 君
委員	村田 進洋 君	委員	松本 勝久 君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉 宗志 君		
建設部長	猿田 佳三 君	建設部技監	渡邊 雅之 君
建設計画課長	大森 幹司 君	道路管理課長	有金 正義 君
道路建設課長	安達 茂 君	生活道路整備課長	川又 弘一 君
河川都市排水課長	三村 隆 君	土木補修事務所長	大山 裕己 君
内原建設事務所長	谷萩 幸治 君		
都市計画部長	高橋 涼 君	都市計画部副部長	川崎 洋幸 君
都市計画部技監兼市街地整備課長	坪 貴之 君	都市計画部技監兼住宅政策課長	木村 勤 君

都市計画部技監兼
泉町周辺地区
開発事務所長

加 藤 久 人 君

都市計画課長

黒 澤 純 一 郎 君

建築指導課長

井 原 孝 志 君

公園緑地課長

上 田 航 君

下水道部長

白 田 敏 範 君

下水道部副部長

弓 野 憲 一 君

下水道管理課長

鬼 澤 英 一 君

下水道整備課長

松 葉 光 隆 君

下水道施設
管理事務所長

渡 邊 裕 寿 君

6 事務局職員出席者

議事係長

綱 島 卓 也 君

書記

武 田 侑 未 子 君

午前10時 2分 開議

○黒木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、小林技監兼建築課長が忌引のため、欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

本日は、報告事項(1)から(4)のとおり、第1回定例会に提出を予定されております案件について、説明をいただきます。なお、これらの案件につきましては、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承を願います。

それでは、水戸市都市下水道路等管理に関することについて、執行部から説明を願います。

三村河川都市排水課長。

○三村河川都市排水課長 お手元にお配りしております河川都市排水課提出資料をごらんください。

水戸市都市下水道路等管理に関することについて、1の制定理由から御説明いたします。

現在、都市下水道路等につきましては、雨水排除等を目的とし、建設部河川都市排水課において、水戸市下水道条例をもとに管理しております。平成31年4月1日からは、下水道事業が地方公営企業法を全部適用し、上下水道事業が組織統合することに伴い、水戸市下水道条例は、上下水道事業管理者が下水道を管理するための内容に改正されたことから、市長が管理する都市下水道路等につきましては、下水道法の基準に基づき、新たな条例を制定して管理する必要がございますので、本条例を定めるものでございます。

続きまして、2の主な制定内容について、御説明いたします。

(1)の趣旨であります。本条例は下水道法その他法令で定めるもののほか、都市下水道及び都市特定雨水排水施設の管理等の基準について、必要な事項を定めるものでございます。また、定義といたしましては、都市下水道等、その他の特定雨水排水施設について定めるものでございます。

(2)は都市下水道の構造に関しまして、必要な基準を第3条から第5条まで定めるものでございます。

(3)は都市下水道への接続や占用に関しまして、許可を受けようとする者は市長に申請し許可を受けることを義務づけるものでございます。

(4)は権利等の譲渡や転貸を禁じることを定めるものでございます。

(5)は都市下水道について定めた第3条から第12条の規定を特定雨水排水施設について準用することを定めるものでございます。

(6)は罰則に関しまして、第15条において、違反行為や過料について定めるものでございます。

3の施行期日につきましては、平成31年4月1日でございます。

資料につきましては、2ページから5ページにおいて本条例案を記載しており、6ページから7ページにつきましては、本条例案に関連する法令の規定を抜粋した参照条文を記載しております。

最後になりますが、本条例案につきましては、3月の第1回市議会定例会に議案として提出する予定でございます。

よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○黒木委員長 次に、水戸市建築基準に関することについて、執行部から説明をお願いします。

井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 都市計画部建築指導課提出の資料をごらんください。

水戸市建築基準に関することについて、御説明いたします。

1の改正理由でございますが、建築基準法の改正に伴いまして、木造建築物等に係る制限の合理化、仮設興行場に係る制限の緩和などがなされましたので、これにあわせて水戸市建築基準条例の改正を行うものでございます。

続きまして、2の主な改正内容について、御説明いたします。

(1)は、特別支援学校、専修学校等の内装に不燃材料等を使用するよう規定している条例第13条を削除いたしまして、その内装に木造なども利用できるようにするものでございます。

(2)は、屋根不燃区域における特定の木造建築物の外壁を防火構造とするよう規定していた法律の第24条が削除されましたので、同様の規定でございます条例第21条を削除するものでございます。

(3)は、新設された法律第85条第6項により1年を超えて使用する特別に必要なある仮設興行場——これはオリンピックなどの仮設練習場、観客席などが例として挙げられます——または、博覧会建築物等として許可を受けた建築物が法律の一部の規定の適用を除外することとされましたので、条例第59条にこれらを追加して、条例の適用も除外するものでございます。

(4)は、新設されました法律第87条の3により、既存建築物を一時的にその用途を変更して興行場等とするものとして許可を受けた建築物につきましても、法律の一部規定の適用を除外することとされましたので、(3)と同様に条例の適用も除外するものでございます。

これらにあわせまして、文言の整理もしております。

3の施行期日についてでございますが、改正内容の(2)及び(3)の文言の整理につきましては平成31年4月1日、それ以外の改正につきましては、平成31年4月1日または建築基準法の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日としてございます。

資料の2ページから11ページは、水戸市建築基準条例の改正案の新旧対照表、12ページ以降は建築基準法の関連する条文の改正前と改正後を示してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、本条例案は3月の第1回定例会に議案として提出する予定でございます。よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○黒木委員長 次に、水戸市土地区画整理事業に関することについて、執行部から説明をお願いします。

坏技監兼市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 市街地整備課提出の都市建設委員会資料、水戸市土地区画整理事業に関することについて、御説明いたします。

まず、改正の理由でございますが、平成29年7月31日付で根本第一土地区画整理事業を廃止したこと

により、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、主な改正内容でございますが、施行地区に含まれる地域の名称、事務所の所在地、審議会の名称及び委員定数の削除をするともに、文言の整理をするものでございます。

2ページから4ページが新旧対照表になっております。左側が現行、右側が改正案でございます。

1ページに戻っていただきまして、施行期日につきましては、公布の日といたします。

参考資料といたしまして、5ページに位置図を添付しております。

説明は以上でございます。

なお、本条例案につきましては、3月の第1回市議会定例会の議案として提出する予定でございます。

よろしく願いいたします。

○黒木委員長 次に、水戸市下水道に関することについて、執行部から説明を願います。

鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 水戸市下水道に関することについて、下水道管理課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、平成31年10月1日から消費税率が改定されることに伴い、下水道使用料の改定を行うため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、下水道使用料の料金体系を示す水戸市下水道条例の別表において、表中の料金の改定を行うものであり、下水道使用料に含まれる消費税率を現行の8%から10%に引き上げるため、お手元の資料の表のとおり、料金（税込）欄の現行の料金をそれぞれ改定後の料金に改めるものでございます。

なお、経過措置といたしまして、改正消費税法の措置に基づき、条例の施行の前日から継続して供給し、同日から平成31年10月31日までの間に使用料の額が確定するものにつきましては、改定前の使用料を適用するものでございます。

3の施行期日につきましては、平成31年10月1日でございます。

2ページ以降に新旧対照表を添付してございます。新旧対照表につきましては、左側に現行の料金体系を、右側に改正案と経過措置を記載してございます。

なお、本改正案は平成31年第1回水戸市議会定例会に提出する予定でございます。

よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○黒木委員長 以上で、第1回定例会提出予定案件の説明は終わりました。

この際、資料請求等ございましたら。

中庭委員。

○中庭委員 資料請求はですね、下水道に関することについてなんですけれども、消費税の増税分が今度は転嫁されると。下水道料金に転嫁されるということなんですけど、まず、値上げ額というのは、来年度はどのぐらいを見込んでいらっしゃるのか、その資料を欲しいと。年間ではどのぐらいの値上げになるのかということが知りたいということです。

それから、1世帯平均で幾らぐらいの値上げになるのか。1カ月、あるいは年間で、値上げになるのか資料をいただきたいと思います。

[発言する者あり]

○中庭委員 それからもう一つはですね、2の改正内容の中に、使用料の改定というのがありますよね。その中で基本料金の8立方メートルまでの世帯とそれを上回る世帯の超過料金というのがありますけれども、この割合ですね、何%、何世帯が基本料金の該当世帯になっていて、超過料金まで支払う世帯は何世帯なのかということと、それから、8立方メートルから10立方メートルまでの世帯といろいろあります。10立方メートルから20立方メートルとか。こういう世帯ってというのは何世帯ぐらいそれぞれあるのか、その資料があれば提出していただきたいと思うんですが。

以上です。

○黒木委員長 ただいま中庭委員より、請求のありました資料につきまして、委員会として請求でよろしいでしょうか。

松本委員。

○松本委員 だから、それは2%の値上げだから、今度は。もうこの辺の2%の資料なんてのはさ、要らないんじゃないの。

余計に支払ってくれる2%を足せばいいんだっぺよ。これ。

何もそんなこと、言うまでもなしだっぺよ。

○黒木委員長 飯田委員、どうですか。

○飯田委員 提出してもらっていいです。

○黒木委員長 では、可能な範囲でつくっていただくということで、付託後に開催されます委員会に資料提出をお願いしたいと思います。

ほかに資料はよろしいですか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 では、そのようにさせていただきます。

次に、この際、執行部から資料が提出されておりますので、説明をお願いしたいと思います。

なお、本件につきましては本日の産業水道委員会において、第1回定例会に提出が予定されている案件として報告されておりますことから、本日は説明を行うにとどめたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 それでは、お手元の資料に基づきまして御説明いたします。

それでは、水戸市都市公園に関することにつきまして、御説明いたします。

本案件につきましては、有料施設の植物公園に関することとなりますので、本日の産業水道委員会において、産業経済部農業技術センターにより報告がなされることとなっております。

それでは、1から説明させていただきます。

1の改正理由につきましては、植物公園の再整備に伴う観賞大温室及び熱帯果樹温室の改修工事の施工に

当たり、使用者の施設利用に制限が生じることから、使用料につきまして、観賞大温室等の改修の期間中減額するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、植物公園の使用料の特例を表のとおり定めるものでございます。

表は個人や団体等を分ける区分と、現行の使用料、そして減額後の使用料を記載してございます。なお、観賞大温室等の改修期間中における個人回数券の販売は行わないこととします。

お手数ですが、2ページをお開き願います。

新旧対照表といたしまして、改正（案）に植物園の使用料の特例を記載してございます。また、3ページ目には、水戸市都市公園条例の該当部分を抜粋してございます。あわせてお目通しをお願いいたします。

ページを1ページにお戻り願います。

3の施行期日につきましては、平成31年9月1日といたします。

説明は以上でございます。

○黒木委員長 次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら、発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 私は、加藤泉町周辺地区開発事務所長にお聞きしたいんですけども、2月13日に、権利変換計画の縦覧が終わりました。それで、これから水戸市では県への申請ということが行われるんですけども、今後のスケジュールはどうなっているのかというのが1つです。

2つ目は、反対地権者の方がいらっしゃいます。

その反対地権者の方についても、今後、強制執行をするのかどうか。どういうふうを考えていらっしゃるのか、4月からは解体工事が始まるということですが、どういう対応をしていくのか、お答えをいただきたい。2つ目ね。

3つ目はですね、伊勢甚が所有する旧京成百貨店ビルに対して29億4,113万円の転出補償が行われるということなんですけど、しかし、この建物は登記簿謄本を見れば約18億円程度で購入したというものなんですけど、これが29億円に膨れ上がる根拠ってのはどこにあったのか、お答えいただきたい。

そして、解体工事についても、水戸市は12月議会で13億円の補正予算を組みました。この中で、この解体事業の中で、伊勢甚の所有するビルの解体費って幾らぐらいかかるのかね。これは全額水戸市が負担するということですが、幾らぐらいかかるのか、お答えいただきたい。

以上です。

[発言する者あり]

○黒木委員長 加藤技監兼泉町周辺地区開発事務所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

まず、1点目の権利変換計画に係る今後のスケジュールという御質問でございますが、権利変換計画の縦覧が組合において2月13日まで行われました。この間提出された意見書の処理、あるいは権利変換計画を今後県に申請するに当たって、組合としての総会の同意、こういったものがなくなってまいりますので、聞いているところでは、今後速やかに総会を開催して県のほうに認可申請をしていきたいとかがっており

ます。

2点目の、反対地権者についてという御質問でございますが、権利変換計画に沿って転出される方、権利変換される方というのは縦覧を終えて確定した状況でございますので、まさに権利変換計画、今後県に認可申請がされて、県のほうで審査がこれから行われるという段階でございますので、その状況を今後見守りたいと思っております。

[発言する者あり]

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 3点目の、伊勢甚に対する補償金ということでございますが、権利変換計画書の中でも建物の価額というものは示されました。この金額につきましても、今後県の権利変換計画の審査という状況になりますので、その数字的な根拠については、お答えすることは現時点ではできません。

4点目、解体工事についての特定の旧京成百貨店に対する工事費はということでございますが、昨日組合から、解体工事、上物でございますが、工事の一般競争入札の公告がされたところでございます。個別の建物についての工事費というものは把握しておりません。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 まず、権利変換計画が行われたわけですが、しかしこの権利変換計画ではそれぞれの建物、土地調書、それから建物の調書というのが必要なわけですね。しかし、反対地権者はそれについては何の調査もされていないのに、権利変換計画が発表されてしまったということで、非常に憤りを持っているんですけれども、土地調査もない、建物の調書もない中で、どうやって権利変換計画を作成できたのか、その点、お答えいただきたいと。

例えば、その方の近くの、周辺の調査ではですね、午前10時から午後4時ごろまでかかって細かく調査が行われたと聞いているんですけれども、ここの反対地権者の方は1回もそういうものはないということなので、どういうふうな調査をなさったのかお答えをいただきたいと思います。

[発言する者あり]

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

権利変換計画を作成するに当たりましては、土地調書、物件調書を作成しなければならないという法律になっております。

その調書の作成に当たりましては、都市再開発法の中で、土地収用法に準じるという規定がございます。委員御指摘のとおり、建物調査につきましては、調査の協力を得られなかった方がおります。そういう場合につきましても土地収用法の中で規定がございまして、知り得る情報の範囲で、調書をつくるということになっておりますので、組合におきましては未調査であっても知り得る情報の範囲で調書を作成したということでございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 その方、反対地権者の方にちょっとお話を聞きましたらば、ただ組合の方、市の方が来て、遠

くから見て、建物を見ていただけだということでした。

[発言する者あり]

○中庭委員 やはり、そうすると土地収用法に基づいてということになれば、これはあれですか、4月から解体工事が始まるということがいわれておりますが、あくまでもそうすると土地収用法に基づいて、強制執行をするということなんですか。これは。

[発言する者あり]

○中庭委員 これが1つね。

どうぞどうぞ、教えてください。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

土地収用法を準用するのはあくまでも土地調書、物件調書の作成においてという限定的なこととございまして、土地収用をかけて、その方の今後を対応していくということではございません。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 しかし、再開発法ではですね、土地収用もあり得る法律になっていますので、私はこの反対地権者を無理やり追い出すというやり方をとっては絶対ならないというふうに思いますが、その点で、あくまでも、やっぱりその方の意思を尊重していくべきだというふうに思いますがいかがでしょうか。

[発言する者あり]

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 委員の御意見も踏まえながら、事業を進めるために反対地権者に対してどのような対応が適切かというところにつきましては、組合と市のほうと十分に協議、調整を重ねながら丁寧な説明をするとともに、対応をしてみたいと思っております。

○黒木委員長 松本委員。

○中庭委員 私の質問はまだ続いているんですが。

○松本委員 関連、関連、マイク貸して。

この土地収用法というものの、一般のその買い取り、その税務の関係、ね。一般的に、この場合、その売った場合の税率、免税、そういうのは幾らになんのか。土地収用法に基づいて強制執行した場合は、これがどうなるのかっていうのがまず、ちょっと私も気になるんだけど。

私は、土地収用法になるっていうと、免税っていうのがなくなるんじゃないのかなと。これは居住用ですか。今、その話されているのは、居住用の場合は、一般的には、5,000万円が控除になるでしょ。ただ強制執行になった場合は、それが免税になるのかならないのか。私は、なんないのかなっていう感じはするんですよ。その辺の、もしわかっておったら、加藤所長ね、ちょっと教えてほしいんだけど。わからなければわからないでも構わないんですけど。私はその辺のも、やはり話し合っ、同意をもらって、売っていただくというほうがいいんじゃないのかなと。反対して得するってことはあり得ないだろうと私はこう思っております。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

税務に関する御質問でございますが、再開発法の場合、税制特例が受けられるケースは、転出される全員の方が一律ということではございません。租税特別措置法の中で第一種市街地再開発事業の場合には、やむを得ない事情に該当する場合のみ、5,000万円控除、あるいは買いかえ特例が適用されるということになっています。やむを得ない事情、5項目ございますが、その中で、一つ代表的なものは、居住用に使われている方で、その方が御高齢の場合。一般的に65歳以上の方の場合にはやむを得ない事由に該当するというものが、5つの要件の中の一つわかりやすい……

○松本委員 5,000万円だよな。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 はい、5,000万円。代表的なものでございます。

一般の土地収用の場合ということに関しましては、申しわけございませんが、あくまで任意買収の段階で転出された方は、先ほどのやむを得ない事由に該当する方、あるいは一般的な道路事業の場合であっても、その任意買収で合意に達した方は特例が受けられるということであって、土地収用まで至ってしまった場合には、申しわけございません。そこまで認識しておりません。

○松本委員 私はないと思う。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、あくまでも、やはり反対地権者の意見を無視して土地収用法を適用して強制執行することとは、これは絶対にやってはならないということを意見として述べておきます。

それから、もう一つはですね、伊勢甚に対する補償なんですけれども、権利変換計画では、床の商業棟に7,000万円ですか、それも含めると29億4,000万円の転出補償を行うということなんです。あのビルは、伊勢甚が買って十数年がたっています。そして、登記簿謄本を見れば、この担保の限度額として19億円が出ておりますが、そうなりますとね、いずれにしても、土地価格と建物価格は18億円程度ですよ。それにもかかわらず、29億4,000万円の補償が行われるというのはどう考えても、これは私もいろいろ意見を聞きましたけれども、あり得ないと。要するにずっと放置されていたビルが30億円近い補償を受けられるということになってしまうわけですよ。

そして、解体費用も全額水戸市が負担すると。その予算は13億円ということで、昨年12月の議会で予算化されました。そのうち、幾ら伊勢甚に解体費用として、ビルに出されるのか、先ほどの答弁ではわからないということなんです。少なくともその半分が解体費用として使われれば、36億円から37億円ぐらいの補償が行われるのと同じことになるわけですよ。そうなればね、取得した土地の額の倍も伊勢甚に補償されるというのは、どう考えても、私は納得できないと思います。納得できません。まだ、市民の皆さんからも、伊勢甚のための市民会館の建設なのかという意見も出ておりますので、私は、どういう形で、どんなふうに、この倍近い補償がされるのか、なぜそうなのかというのを、ちょっと簡単でもいいですから答えたいと思います。

○黒木委員長 村田委員。

○村田委員 基本的な問題はね、反対することは、これは結構な話です。ね。これは、やっぱり政治的な判断だから。しかしながら、物事を余り付加して住民、また市民に吹聴するのはこれはいかがなものかと思う。

今の質問の中で私が聞いたときに、解体費用があるんですね。解体費用の13億円が伊勢甚に流れるなんてことはこれは絶対にあり得ない。あくまでも解体費用は解体費用で別枠だ。伊勢甚は補償金しかももらえない。補償金でさえ、基本的には、過去において伊勢甚は、京成デパートをつくるときに、保留床を買わされている。保留床を買わされたときに、これまで数十年の金利を支払ってきている。その金利は市は認めない、一切。今までのそういうことを、じゃあね、基本的な問題をもう一回精査をして、勉強しなさいよ。伊勢甚がどこまで銀行に金利を支払ってきて、これまで負担をしてきたか。二十数億円どころの騒ぎじゃない。

しかるに、そういうことを、あの町に行つて、地域に行つて、市民に吹聴するなんてことはとんでもないこと。反対することは賛成です。しかし、間違つたことを吹聴して、それをね、やっぱり、自分たちの方向に持っていくなつていうことは、私たちは議員として許せるべきことではないというふうに思いますので、もう少し、物事に対して反対だけではなくて、細かくね、共産党はそういうことを勉強期間があるんだから、細かく精査をして、そして間違いのないところで市民に反対する理由を広めるのは当たり前だと思うけども、それ以上のことを言うと、我々だって、賛成者として黙ってられないからね。

特に今日は、3月の提出予定議案だから、大体この辺で今日は切ってもらつて、それで後ほどつていうんで、これは大きな論議をしたいと思いますので、委員長、取り計らいをよろしくお願いします。

○黒木委員長 それでは、先ほど加藤所長のほうから、当初計画書の中で今後県の審査によっていくので数値は出せないという答弁をいただいていますので、本件につきましては、この程度をもって、終わらせていただきます。

松本委員。

○松本委員 要するに、この問題等については、4月の改選後、さらにまた特別委員会を設置しなきゃなんない問題だろうというふうに思っています。ごみ処理施設と、この市民会館は。そういう中で、特別委員会ができた後に、また、いろいろと審議をしていくということになるんだろうというふうに思っていますので、今日はここでそれ以上のことの審議をしていくことは、これはちょっといかんかなというふうに思います。

ですから、委員長のほうで、もう今日はこの問題については、そのほかの問題なら別だろうけれども、この問題等についての、審議進行していくことは、ちょっとやっぱり、もう先が見えている話ですから。特別委員会を設置するという。ね。その後の問題に踏み込んだ話まで、飛び込んで行っちゃうと、これちょっと、まずいんじゃないかなというふうに私も思いますので、今日はこの話はこれでいいんじゃないかなと思います。

[発言する者あり]

○黒木委員長 この件に関しましては、今回の委員会の趣旨は、議会前の委員会ということで開催させていただいておりますので。

[発言する者あり]

○黒木委員長 その他の項目で、これ以上深く入るのは。

[発言する者あり]

○黒木委員長 ちょっと適當ではないと思いますので。この件に関しては、税に関してそこまで入っていくと、加藤所長の範囲を越えてくる部分がありますので、この辺で閉めさせていただいて、あとは、別の機会

でお願いしたいと思います。

それでは、本日の都市建設委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時39分 散会